

人材面の課題に関するワーキング・グループ運営要領（案）

人材面の課題に関するワーキング・グループ(以下「WG」という。)の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1．WGの主査は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。

2．会議は原則として非公開とする。

3．WGの配付資料、議事要旨は、原則として公表する。ただし、主査が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部または一部を公表しないものとすることができる。

4．この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関する事項は、主査がWGに諮り、定める。

(以上)